

食安輸発0309第1号
平成24年3月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(南アフリカ産グレープフルーツのイマザリルの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成24年3月7日付け食安輸発0307第2号）にて通知したところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、上記通知の別表1から

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
南アフリカ	グレープフルーツ	別途指示する輸出者から輸出されたものに限る。 ただし、別途示す南アフリカ政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。

を削除し、別添1の1及び別添1の3を別紙1及び別紙2のとおりとし、別添2の南アフリカ産グレープフルーツの証明書を廃止するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。